

社会福祉法人 光明童園 2020 年度事業計画

1. 法人の理念

浄土真宗のみ教えを根幹とし、親鸞聖人が述べられた「世の中安穩なれ」の願いのもと、誰もがいつくしみ（慈愛）をたたえた眼差しを持ち（眼施）、すべての人が尊ばれ、社会の一員として重んじられ、良い環境の中で安心して共に生かされ生きる社会を目指す。

社会福祉法人光明童園のスローガンを、『子どもたちの幸せのために～子どもと共に、働く人と共に～』とする。

2. 基本方針

児童養護施設においては、児童福祉法第 41 条「保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて、退所した者に対する相談、その他の自立のための援助することを目的とする施設とする」を基本として、

人権を尊重し個性を大切にする

安心安全な生活の場の提供

人との関わりや絆をしっかりと築き、心身の健康を守り育てる

を柱に、児童とともに生活していく中で、和顔愛語（なごやかな笑顔・やさしい言葉・おもいやりの心）に基づく「報恩感謝」の生活を実践し、強く明るく行きぬき、常にわが身を省み、互いにうやまい助け合う、そのような人間に育成する。また、対外的には、地域性を最大限に生かした社会性をはかり、地域の中に根ざした施設づくりに努力邁進する。児童発達支援センターにおいては、家庭や各関係機関との連携をより充実させていくことで子育てのしやすい環境、地域作りを目指す。

3. 法人運営

(1) 理事会、評議員会の開催

評議員会	令和 2 年 6 月	事業報告、決算報告
理事会	令和 2 年 5 月	事業報告、決算報告、評議員会開催内容、理事長の業務執行報告、法人改善会議報告
	令和 2 年 9 月	法人改善会議報告
	令和 2 年 12 月	補正予算、法人改善会議報告
	令和 3 年 3 月	補正予算、次年度事業計画、予算
監査	令和 2 年 5 月	法人監事監査
苦情解決第三者委員会	令和 2 年 5 月	苦情解決第三者委員連絡会

(2) 法人経営会議の強化

社会福祉法人には「運営」ではなく、「経営」の視点がよりもとめられることから、昨年度まで「法人運営会議」の名称で行ってきた会議を「法人経営会議」へと改称する。法人経営の強化を図る為、各施設担当者が定期的に（年 4 回）集まり法人経営についての会議を行う。又、委員会活動においては、新たに人材育成委員会を設置し、人材確保・育成・定着を図る。その他の委員会の活動においてもさらに充

実させる。各委員会の事業計画は別紙のとおり。

(3) 経営者会議

法人内の事業所の管理者（児童養護施設光明童園、児童養護施設湯出光明童園、児童発達支援センター）と法人事務担当者、また西念寺住職の8者が定期的（月1回）に集まり経営者会議を行う。各施設の現状や課題、取り組みの共有を図り、今後の運営に続けていくことを目的とする。

(4) 中長期計画の策定

社会福祉法人光明童園が取り組むべき事業活動と経営基盤強化の両面での指針を示すことを目的に策定する。この計画は、2020年度から2024年度までの5か年間を計画期間とする。

(5) 働き方改革プロジェクト

職員の働き方・休み方の見直し及び改善に向けた検討を行い、職員の仕事に対するモチベーションを高めるとともに、業務効率化につなげる。各事業所より代表者が集まり、定期的に働き方についての検討を行う。

(6) 情報発信

透明性の高い法人経営を確立するべく、法人の業務及び財務情報など公表が必要な情報について積極的に公表することにより、経営の透明性を確保していく。又、公益的な取組の実施状況についても積極的に発信していく。これらの情報発信をより充実させるため、ホームページのリニューアルを行う。

(7) コンプライアンスの徹底

社会福祉法等の慣例法令はもとより社会的ルールやモラルを遵守した経営を行うため、上級職員を対象にコンプライアンスについての研修を計画する。

(8) 経営の透明化

公正かつ透明性の高い適正な経営の取組を行うことを目的として、外部の専門家による監査支援を行う。

4. 施設運営について

(1) 諸規程の一部変更について

- 管理規程の一部変更を行う。
- 就業規程の一部変更を行う。
- 旅費規程の一部変更を行う。
- 経理規程の一部変更を行う。

(2) 地域支援

(1) 子育て短期支援事業

水俣市や出水市との契約により行っているショートステイとトワイライトステイを積極的に行う。

(2) ファミリーサポートセンター

地域において育児の援助を受けたい方を会員として組織化し、相互に援助を行うことにより、仕事と育児を両立し安心して働くことや子育てが出来る環境づくりに資することを目的として行っている。今後も水俣市と委託契約を行い事業展開を図っていく。

(3) 病児・病後児保育事業 「もくれん」

保護者が就労している場合等において、児童が病気又は病気回復期にあり、集団保育や家庭での保育が困難な場合に、当該児童を適切な処遇が確保される施設において一時的に預かる病児・病後児保育事業を実施することにより、保護者の子育てと就労等の両立を支援するとともに、児童

の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的とする。

(4) 巡回支援専門員整備事業

水俣市・津奈木町・芦北町の1市2町より当法人が事業委託として運営を行う。発達障害等に関する知識を有する専門職員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や障害児の保護者に対して、障害の早期発見・早期対応のための助言等を行う。